

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	職員厚生課	検索番号
法令名	昭和26年法律第87号による改正前の恩給法	根拠条項	12	
許認可等	1 知事の所管に係るものの恩給を受ける権利の裁定 (1) 普通恩給 (2) 普通扶助料 (転給)			
(根拠規定)				
昭和26年法律第87号による改正前の恩給法				
第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ左ノ各号ニ既定スルモノヲ除クノ外総理府恩給局長之ヲ裁定ス				
一 都道府県ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府県知事之ヲ裁定ス				
二 公立ノ小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校及幼稚園ノ教育職員及準教育職員並其遺族ノ恩給ハ都道府県知事之ヲ裁定ス				
三 前号ニ掲クルモノヲ除クノ外教育職員ノ一時恩給ハ都道府県知事之ヲ裁定ス				
四 都道府県ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府県知事之ヲ裁定ス				
(許認可等の基準)				
恩給を受ける権利の裁定に係る基準については、次の恩給法各条に定めるほか、恩給関係条文の解釈・運用等を編纂している「恩給法関係例規判例集」(総務省人事・恩給局編)を審査基準とする。				
恩給法				
〔文官の普通恩給年限及び年額〕				
第六十条 文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス				
前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未満ニ対シ退職当時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相当スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ退職当時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス				
在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス				
第一項ノ在職年ハ国務大臣トシテ退官スル者ニ付テハ国務大臣トシテノ在職年七年以上ナルヲ以テ足ル				
第四十六条、第五十四条第一項第二号若ハ第三号又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年未満ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス				
〔警察監獄職員の普通恩給年限及び年額〕				
第六十三条 警察監獄職員在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス				
前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未満ニ対シ退職当時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相当スル金額トシ十二年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ退職当時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス				
第四十六条又ハ第五十四条第一項第二号若ハ第三号ノ規定ニ依リ在職年十二年未満ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス				
第六十条第三項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス				
〔扶助料の支給及び受給順位〕				
第七十三条 公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ遺族ニハ配偶者、未成年ノ子、父母、成年ノ子、祖父母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス				
一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ				
二 普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ				
父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス				
先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ハ当該後順				

位者失権シタル後ニ限り之ヲ適用ス但シ第七十四条ノ二第一項ニ規定スル者ニ付テハ此ノ限  
ニ在ラス

〔成年の子の扶助料受給の要件〕

第七十四条 成年ノ子ハ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ扶助料ヲ  
給ス

(その他)